

5・7・5に乗せて



愛媛若葉ひろみ句会

この道は昔のままよ道をしへ

伊藤 京

七回忌静かに終えて夏の庭

福本 恵子

若竹の明るし老いること忘れ

浜田 千鶴

見おろせば植田の色のとりどりに

小西 あや

あれも駄目これも駄目だと夏の服

高田 弘子

一人居も気儘なものよ蝸牛

藤田 光子

青田波静かな時間紡ぎおり

井谷 けい

夏帽子かぶりなおして反戦歌

高橋 妙

薫風に地蔵ほほえむ沈下橋

松岡 寛孝

愛治俳句会

平家村山懐に滝隠す

久保田由布

竹の子を蔓で結はへ届けらる

氏本佐喜恵

ウォーキング四つ葉クローバー見つけたり

金子 和子

青柳先を流りに遊ばせて

木原 幸江

母の日や淡き香りの花石鹸

末廣 典子

這い出るもの飛び出づるもの春たけなは

善家 初穂

外に立つ吾を急かせる時鳥

土居原佳子

機械植ゑの田に足跡の残りある

古谷 久代

何処より入りしか部屋に螢の火

渡邊三代子

消費生活だより



そのネット注文、「定期購入」かもしれません！

ネットで注文した化粧品やサプリメントの定期購入トラブルが後を絶ちません。改正特定商取引法が令和4年6月1日施行され、消費者が誤認するような表示が禁止されました。通販業者は最終確認画面で価格、分量、契約期間、支払時期、支払方法、解約方法等について必ず表示しなければなりません。

通信販売の場合、クーリング・オフ制度の適用はありません。しかし、最終申込画面に必要な項目が表示されていなかった場合に、紛らわしい表示によって申し込んだ場合は契約を取り消すことができます。

「いつでも解約できます」「定期しほりなし」「初回限定〇%オフ」というような表示があったとしても、注文を確定する前に、契約内容をよく確認しましょう。そして証拠を残すため最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

【悪い申込画面の一例】

ご注文内容の確認
【初回トライアルコース】
通常2000円を75%オフの
初回限定価格500円！

商品価格	500円 (税込)
送料	0円 (税込)
合計	500円 (税込)

お客様情報
お名前 鬼丸丸
ご住所 鬼北町永野市

トライアルに申し込む

6カ月の定期購入を条件に最初の1カ月が割引となります。翌月以降は通常料金です。契約は自動更新されます。

- 定期購入かどうか不明
- 契約期間や支払総額が不明
- 支払時期・支払方法が不明
- このボタンで申込みが完了するのかわからない
- 解約方法や解約条件が不明
- 契約条件が小さくて読みにくい

定期購入に関する表示義務

- ◎定期購入である旨・価格・分量・契約期間・総額を明記する。

(望ましい表示の一例)

★トライアルコース(6カ月定期コース)

初回(1袋)	500円(税込)
2回目以降(1袋)	2,000円(税込)
契約期間	6カ月
総額(6カ月)	10,500円(税込)
送料(1回当たり)	500円(税込)

- ◎商品の引渡時期、代金の支払時期を明記する。
- ◎【注文を確定する】のように分かりやすいボタン表記に。
- ◎解約条件・解約方法を明記する。
- ◎解約したい場合に必ずつながる連絡先を書く。
- ◎分かりやすい文字の大きさと表示する。